

平成 24 年度に講じた施策事業の点検・評価（単年度サイクル）（素案）

* 「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。

☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下（特に改善を要しない）、☆：想定以下かつ要改善

施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012 年度(H24 年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012 年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名	
						2012 年度の取組指標	2012 年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗(*)					
I 府民の参加・行動													
1-1	環境情報プラザ管理運営事業	継続	府環境基本条例	環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じて、府民、事業者、環境 NPO、行政等各主体の自主的な環境保全・環境活動をサポートすること。	環境情報プラザにおいて環境関連図書・パネル・チラシ等の環境情報や教材等の提供、活動の場として研修室・実験室等の提供を行うなど、府域における環境活動の拠点施設として管理運営しました。さらに、環境パートナーシップ「かけはし」において、環境 NPO、自治体、団体等による環境活動情報の交流を図るとともに、交流会やセミナー等を開催しました。	1,062	・プラザ利用者：15,000 人／年 ・環境 NPO 等とセミナー開催：2 回	・プラザ利用者：14,257 人／年 ・環境 NPO 等とセミナー開催：2 回	☆☆☆	プラザ利用者は目標の 95%と想定を下回りましたが、前年度より約 500 人上回りました。また、セミナー開催数も想定どおりであり、環境活動を促進できました。	プラザ利用者拡大のために、利用者アンケートによるニーズ把握や環境情報コーナーでの企画展示等により、利用者サービスを向上させます。	みどり・都市環境室 地球環境課 (06-6210-9549) (実施：環境農林水産総合研究所)	
1-2	ローカルアジェンダ 21 推進事業	継続(※)	府環境基本条例 環境教育促進法	府民団体、事業者団体、行政等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進するため、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「行動計画」に位置づけられた「実践活動」等を推進すること。	大阪府環境基本条例による体制整備の一環として設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、府域におけるローカルアジェンダ 21 である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施しました。	2,743	・府民会議の開催：(企画委員会 2 回、総会 2 回) ・2012 年度版「行動計画」の作成・配布：(300 部)	・府民会議の開催：企画委員会 2 回、総会 2 回 ・2012 年度版「行動計画」の作成・配布(300 部)	☆☆☆	府民会議総会を 2 回開催し、大阪行動計画の策定、事業実施につなげました。	構成団体にとってより魅力ある会議とすべく、意見交換された内容を受け、25 年度に反映させます。	※H25 年度施策「豊かな環境づくり大阪行動計画」推進事業」(講じようとする施策基礎資料 No.27)において継続	みどり・都市環境室 地球環境課 (06-6210-9549)
1-3	笑顔(しょうどう)OSAKA の推進	継続		府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。	笑顔と感謝をキーワードに、産公学民で協働のシンボル『笑顔OSAKA』を展開しました。さらに、だれもが参加でき、参加した効果を見える化できる府民参加型の環境行動として、笑顔リサイクルプロジェクト※)を展開するなど、府民ひとり一人に対し、笑顔づくりのための行動を促しました。 (※笑顔リサイクルプロジェクト：企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで製作したトイレトペーパーの売上の一部が地域に還元される地域支援も兼ねた新たな企業協働)	-	・古紙排出企業 & 団体：100 団体(社) ・回収古紙：100 トン	・アドプト活動 約 600 団体、約 51,000 人	☆☆☆	アドプト活動やそれら団体をつなぐ地域協働交流会等を開催することにより、着実に笑顔 OSAKA を推進することができました。	アドプト活動などの地域活動の収集・情報発信に取り組みます。	都市整備部 事業管理室 (総合調整 G) (06-6944-9269)	
1-4	アドプト・リバー・プログラム	継続		府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。	河川の一定区間を、地域の団体、地元市町村及び河川管理者である府の三者が協力して、地域に愛され人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止を目指して、継続的に清掃や緑化などの活動を実施しました。2001 年 7 月から実施し、2012 年 12 月現在で 167 の団体を認定しました。	1,616	美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図る。 【参考】2010 年度認定団体数：19 団体	4 万人を超える方が地域活動に参加	☆☆☆☆	参加者が 4 万人を超えており、想定以上の規模で活動ができました。	引き続きアドプト活動の推進に取り組みます。	都市整備部 河川室 河川環境課 (06-6944-9304)	
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築													
2-1-1	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく排出抑制対策の推進	継続	府温暖化の防止等に関する条例	現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスや人工排熱の排出抑制を行うこと。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行うとともに、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。また、一層の温暖化対策を図るため、対象とする特定事業者の見直しを行い、事業者への周知を徹底するとともに、より効果的な届出管理に取り組みました。	1,197	特定事業者の温室効果ガス排出量を前年度比 1%削減	・届出事業者数の約 8 割を占める 2009(平成 21)年度から 2011(平成 23)年度までを計画期間とする事業者については、2011(平成 23)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である 1990(平成 2)年度から 3.3%削減(年平均 1%削減)。 ※前年度(2012(平成 24)年度)実績は届出期限が 8 月末であるため、毎年度 9 月に降に集計。	☆☆☆	2010(平成 22)年度は猛暑及び厳冬により排出量が増加したが、2011(平成 23)年度は震災後の電力需給逼迫による節電対策により改善されました(電気の排出係数は初年度の値で固定して評価)。ただし、電気の排出係数は悪化しているため、実質的な排出量は増加しています。	引き続き特定事業者に対して温室効果ガスの排出削減の指導を行います。なお、節電が定着していることもあり、2012(平成 24)年度は削減される見込みですが、運用面では限界に達している事業者が多いと考えられます。	みどり・都市環境室 地球環境課 (06-6210-9553)	

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-1-2	省エネ・省CO2相談窓口の設置・運営	継続	府温暖化の防止等に関する条例 大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	府内の中小事業者の省エネルギーの取組支援を通じて温暖化対策を推進すること。	中小事業者が安心して気軽に相談できる省エネ・省CO2相談窓口を設置し、省エネ対策に広く精通した専門家を配置して、省エネ・省CO2の取組を支援しました。 2011年度に実施した「まるごと運用改善支援事業」により策定した「運用改善マニュアル」も活用しながら、専門家による運用改善等の提案や業態に応じたアドバイスが受けられる窓口体制を整備しました。 また、省CO2技術の情報発信(ホームページによる改善事例の紹介やセミナーの開催)や業界団体と連携した普及・啓発(会報誌への投稿や会合での講演等)により、省エネ・省CO2の取組の普及促進を図りました。	12,591	・府内の中小事業者からのCO2排出量削減 ・省エネによる中小事業者の経営コスト削減 ・相談・支援等の件数200件	2012年4月に相談窓口を開設し、724件の相談・支援等を行いました。 ・省エネ相談件数:62件 ・省エネ診断件数:36件 ・セミナー:開催2回、参加者300名 ・講演依頼:10回、参加者326名	☆☆☆☆	省エネ診断、セミナー等開催を通じて、中小企業の省エネ・省CO2対策の普及促進を図ることができました。	引き続き、おおさかスマートエネルギーセンター、環境農林水産総合研究所と連携して、中小事業者の省エネルギーの取組支援を行います。	みどり・都市環境室 地球環境課 (06-6210-9553) (実施:環境農林水産総合研究所)	
2-1-3	建築物環境配慮制度の推進	継続	府温暖化の防止等に関する条例	地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、建築主等の責務を明らかにするとともに、建築物の環境配慮等について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資すること。	CO2削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組を推進しました。これまで進めてきた大阪府建築物環境配慮制度の届出対象範囲の拡大に加え、CO2削減、省エネ等に重点を置いた評価の届出及びその評価結果をラベル表示する制度の周知・促進など、制度の推進を図りました。	1,147	大阪府建築物の環境配慮制度及び同制度の届出の評価結果をラベル表示する制度の説明会等を5回開催する。	大阪府建築物の環境配慮制度及び同制度の届出の評価結果をラベル表示する制度の説明会等を6回実施しました。	☆☆☆	条例等の改正(平成24年7月施行)についての説明会を行うことにより、建築物に対する環境配慮の取組を一層推進することができました。	引き続き建築物に対する環境配慮の取組の推進に努めます。	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 (06-6210-9725)	
2-1-4	エコカー普及促進事業	継続	将来ビジョン・大阪	大阪エコカー協働普及サポートネットに参加する民間企業、関係団体、国の出先機関、地方公共団体が、官民協働でエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動等に取り組むことにより、2020年度までに大阪府の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの削減を目指すこと。	「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、電気自動車等多様なエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動などを実施し、エコカーの普及促進を図りました。	-	エコカー普及啓発活動の実施 ・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信	・エコカー展示会・試乗会11回 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 (参考) 府内におけるエコカー保有台数42万1千台(2011年度) ※2012年度台数は2013年12月確定予定	☆☆☆	大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組等により、府内エコカー普及台数は、2015年度の間目標に向け、順調に推移しています。	引き続き、多様なエコカーの普及に向け、啓発活動等に取り組みます。	環境管理室 交通環境課 (06-6210-9586)	
2-1-5	道路照明灯のLED化	継続		既存の道路照明灯(水銀灯、ナトリウム灯)に比べ消費電力が小さく寿命が長い特性があるLED道路照明灯について、早期に節電効果を発現させるため、リース方式による府管理道路照明灯のLED化を進めること。	省エネ性能に優れたLED道路照明の普及を積極的に推進するため、府独自の「大阪府LED道路照明技術評価制度」により、一定水準以上の製品を認定し、リース方式によるLED照明への更新により、府管理道路照明全灯の早期のLED化を推進しました。	38,250	2013年末までに約23,000灯のLED化を実施	約15,000灯のLED化を実施	☆☆☆	LED認定製品の新設・更新による省エネが促進されました。	引き続き、リース方式による道路照明灯のLED化に取り組めます。	都市整備部 交通道路室 道路環境課 (06-6944-9291)	
2-1-6	府庁の地球温暖化対策への取組み	継続	大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)省エネ法	府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減に取り組むこと。	説明会を開催し、府庁の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの周知を行いました。 夏・冬の電力使用抑制に取り組み、温室効果ガス排出量抑制に努めました。また、年間を通じ着実に節電を実行するため「大阪府庁節電実行方針」を策定しました。 さらに、取組の着実な実施のため、府独自の環境マネジメントシステムを運用しました。	60	庁内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1%以上 (「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として)	説明会の開催 9回 節電実績 夏:オフィス系の職場で平成22年度比約22%(目標15%)の削減 冬:オフィス系の職場で平成22年度比約16%(目標10%)の削減	☆☆☆	事務事業における温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量削減の周知を図ることができました。また庁内の節電に対する取組を進めることができました。	引き続き事務事業の省エネルギーに関する周知を行い、温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量の削減に努めます。	みどり・都市環境室 地球環境課 (06-6210-9549)	

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-1-7	エネルギー対策の推進【新規】	継続	無し	エネルギーの地産地消を目指した新たなエネルギー社会を構築すること。	エネルギー消費をできる限り抑制し、災害にも強く環境にやさしい新たなエネルギー社会を推進するため、①省エネ型ライフスタイルへの転換、②再生可能エネルギー等の普及拡大、③電力需要の平準化と電力供給の安定化、④新エネルギー関連産業等の振興などの対策に取り組みました。また、関西広域連合のエネルギー検討会(事務局:大阪府、滋賀県)に主体的に参画し、関西域における中長期的なエネルギーのあり方についても検討しました。	231,443	中長期的な施策の方向性をとりまとめる	○府市エネルギー戦略会議:23回開催(H25.2.8に会議から『府市エネルギー戦略の提言』が府市統合本部に会議に報告) ○府環境審議会新たなエネルギー社会づくり検討部会:8回開催(H24.11.19 答申) ○住宅用太陽光発電設備設置特別融資事業:融資実績280件 ○コージェネレーションシステム等稼働支援事業:補助実績4件 ○都市インフラを活用した企業技術支援事業:公募により3社の事業者決定 ○太陽光パネル普及啓発事業:登録事業者3社 ○泉大津大規模太陽光発電施設設置事業:公募により事業社決定(8月) ○大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部改正	☆☆☆	太陽光発電の普及拡大や休止中のコージェネレーションシステムの再稼働支援など、府として必要性、緊急性が高いと判断した施策に取り組むとともに、府環境審議会の答申等を踏まえ、中長期的な施策の方向性について検討を進めました。 また、電力ピークカット対策等に係る府温暖化防止条例の一部改正を行いました。	『エネルギー消費の抑制』、『電力ピーク対策の推進』、『再生可能エネルギーの普及拡大』を取組みの基本方針として、エネルギーの地産地消を目指した取組を重点的に実施していきます。 具体的には府民・事業者の省エネ推進や再エネの普及拡大などを支援する『おさかスマートエネルギーセンター』を、本年4月に府市共同で設置し、創エネ・省エネのさらなる普及拡大に向け、より効果的な広報・PR等を行い、各種マッチング事業などを着実に実施していきます。		エネルギー政策課 (06-6210-9288)
II-2 資源循環型社会の構築													
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	大阪府循環型社会推進計画	大阪府循環型社会推進計画に定めたリサイクルや廃棄物の減量化等に係る目標を達成すること。	2011年度末に策定した大阪府循環型社会推進計画に基づき、府内における資源の循環的利用を促進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減等を進め、これらの指標の全国ワースト1からの改善を目指しました。市町村の主体的な取組みを支援するための情報提供をはじめとする施策を総合的に実施しました。	1,399	施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行うため進行管理表を作成	全市町村を対象として、ブロックごとに循環型社会推進計画の説明会を開催し、目標達成に向けた取組要請を行いました。	☆☆☆	市町村説明会においては質疑等を通じて互いに理解を深めることができました。今後は、一般廃棄物の排出量やリサイクル率等をさらに改善するための個別の原因究明が課題と考えられます。	一般廃棄物について、市町村ごとの排出状況を詳細に分析し、その結果を市町村に情報提供することにより個別の取組みを促進し、排出量、リサイクル率及び最終処分量に関する指標のさらなる改善を図ります。		循環型社会推進室 資源循環課 (06-6210-9566)
2-2-2	再生品普及促進事業	継続	大阪府循環型社会形成推進条例	循環資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	生産段階における循環資源(廃棄物等)の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、2004年度から府内で発生した循環資源を利用し、日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、一定の基準を満たすものを「なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)」として認定しました。2012年度も引き続き、その普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施しました。(認定申請受付は6月、11月) また、インターネットショップ「なにわエコ良品ショップ」において、企業のリサイクル活動の紹介など環境に関する情報発信などにも取り組みました。	461	・大阪府認定リサイクル製品数の増加 <参考>2010年度末:300件 ・リサイクル製品を購入している府民の割合の増加 <参考>2010年度:52%	・認定リサイクル製品数 2012年度末 281件 ・リサイクル製品を購入している府民の割合 2012年度 53.8%	☆☆☆	認定件数が2011年度末に比べ8件増加しましたが、最も多かった平成18、20年度の345件に比べると減少しているため、事業の改善に向けた検討が必要と考えられます。 リサイクル製品を購入している府民の割合はわずかに増加しています。	特定の分野に偏らず、広くりサイクルの促進につながる施策となっているかなど、検証すべきことを整理したうえで、改善が必要な点について検討を行います。		循環型社会推進室 資源循環課 (06-6210-9567)
2-2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	容器包装リサイクル法 府分別収集促進計画	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、第6期大阪府分別収集促進計画(2011~2015年度)の円滑な実施を図りました。また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行いました。	68	大阪府分別収集促進計画の計画達成率の向上 <参考>計画達成率 2010年度 85.3%	分別収集の計画達成率(2010年度→2011年度) 85.3%→88.0% 分別収集の実績量(2010年度→2011年度) 166,034トン→165,278トン	☆☆☆	容器包装の排出量が減少することから、計画収集量は前年に比べて3.5%の減少と見込まれていましたが、実際に分別収集された量は前年比0.5%の減少にとどまりました。	平成25年度は市町村が策定する第7期(平成26~31年度)分別収集計画を基に、府分別収集促進計画を策定し、引き続き府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進することに努めます。		循環型社会推進室 資源循環課 (06-6210-9567)

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-2-4	PCB廃棄物適正処理推進事業	継続	PCB廃棄物処理特措法、府PCB廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。	「大阪府PCB廃棄物処理計画」(2004年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB廃棄物処理費用の軽減を図りました(これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、基金への拠出は行っていません)。	-	府内におけるPCB廃棄物(現在、日本環境安全事業(株)大阪事業所の処理対象である高圧機器等に限る)の処理進捗率の向上 2012年9月末: 71.0%(参考:2011年9月末:63%)(いずれも日本環境安全事業(株)への登録台数に占める割合)	JESCO大阪事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2013年3月末: 71.8%	☆☆☆	計画どおり進捗しました。	引き続き、PCB廃棄物の適正処理の推進、及び適正管理の徹底を図ります。	環境管理室 事業所指導課 (06-6210-9583)	
2-2-5	産業廃棄物の不適正処理の根絶	継続	廃棄物処理法	排出事業者や処理業者への指導を徹底し、廃棄物の不適正処理根絶を図ること。	産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。また、警察との連携等により廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の根絶を図りました。	15,490	不適正処理の未然防止及び迅速な解決による産業廃棄物の適正処理の着実な推進<参考>立入検査件数 1,985件(2011年12月末現在)	不適正処理件数(2011年度→2012年度) 316件→307件(うち2012年度新規事案については当該年度中に75%解決)	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は減少しています。また、新規事案の解決率は75%を維持しています。	引き続き不適正処理事案の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。	循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 (06-6210-9570)	
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築													
2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続		天然記念物の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと本種を用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性の重要性についての理解を深めること。	府に生息する天然記念物の淡水魚イタセンバラは、2005年度以降、生息が確認されていません。そこで、2011年度、環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、センター内で飼育しているイタセンバラを淀川に放流し野生復帰を試みました。2012年度は、自然での繁殖状況の確認、繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与えている外来生物の生態や駆除及び魚病に関する調査研究を行いました。また、当センター内のビオトープ池にイタセンバラを放流し、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発を行いました。	4,344	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)出前講座(2回、170人)開催	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・自然でのイタセンバラの繁殖を確認しました。個体数が倍増し、現段階において野生復帰が成功しました。 ・イタセンバラの観察会では100名、小中学校の出前授業では150名、出張展示では約2,100名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組みに延約1,600名が参加しました。	☆☆☆☆	イタセンバラの野生復帰が成功し、その取り組みを支援する市民ネットワークが活動を始めるなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。	みどり・都市環境室 みどり推進課 (06-6210-9557) 地球環境課 (06-6210-9549) 水産課 (06-6210-9612) (実施:環境農林水産総合研究所)	
2-3-2	レッドデータブック改訂・活用推進事業【新規】	終了		レッドデータブックの見直し作業を行い、大阪の生物多様性に関する情報の収集と普及啓発を行うこと。	大阪の生物多様性に関する情報の収集活用と普及啓発を行うため、府内の生物多様性に関する知見を有する大学、研究機関、NPO等が連携して創設した「大阪生物多様性保全ネットワーク」と協働してレッドデータブックの見直し作業を行いました。	162	府内の野生生物の生息・生育状況の基礎調査の実施	府内の野生生物の生息・生育状況の基礎調査を行い、レッドデータブックの見直し作業を行いました。	☆☆☆	レッドデータブックの見直し作業を行いました。	本結果を活用し、大阪の生物多様性に関する情報の普及啓発に努めます。	みどり・都市環境室 みどり推進課 (06-6210-9557)	
2-3-3	森林資源モニタリング事業	継続	森林法、森林・林業基本法	ナラ枯れ被害の拡大状況・収束状況を把握することにより、今後の効果的な駆除対策に活用すること。放置竹林対策の知見とするため、タケ伐採後の再生量及び植生遷移をモニタリングすること。	ナラ枯れについて、被害木の伐倒駆除などの防除対策を講じていますが、被害は拡大しています。被害の拡大状況を把握するため、モニタリング調査を行うとともに、管理状況が異なる調査地での被害の推移をモニタリングしました。また、放置竹林を伐採した後の植生遷移について知見を得るため、管理の履歴や伐採処理の方法の異なる調査地においてモニタリングを行いました。	1,302	大被害地を中心に、被害発生地の経年変化を明らかにする。	・ナラ枯れについて、大被害地を中心に、被害発生地の経年変化を明らかにしました。 2010年度にナラ枯れ被害が見られた2市3箇所、2012年の新たな被害状況及び過年度の被害木の経過調査を実施しました。その結果、ナラ枯れによる枯損木の多い調査地において、照葉樹林化の進行が示唆されました。 ・タケ伐採地における植生の変化について明らかにしました。 2市で竹林を皆伐後、再生量及び植生遷移の調査を実施しました。その結果、伐採後、細いササ状の再生竹の密生が見られました。また、表土を用いた発芽試験をしたところ、全試験区とも同様に発芽が見られ、多様な植生遷移の可能性が示唆されました。	☆☆☆	取組指標については想定どおりの経年変化に関する知見を得ることができました。ナラ枯れや放置竹林の拡大による森林の衰退状況、および回復の状況を把握するためには、長期にわたるモニタリングが不可欠と考えられます。	ナラ枯れや放置竹林の拡大の対策を講じるために必要なデータ収集であり、引き続きモニタリングを実施します。	国庫補助金を活用	みどり・都市環境室 みどり推進課 (06-6210-9559) (実施:環境農林水産総合研究所)

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-3-4	共生の森づくり活動推進事業	継続		堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、府民・NPO・企業等多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺などに森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、自然の力を活かしながら府民、NPO、企業など多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然環境のモニタリング調査、自然とのふれあい体験や自然観察といった自然環境学習等を実施しました。	6,259	共生の森づくり活動への参加人数(1,200人) 多様な自然環境の新たな創出(約1ha)	参加人数:1,613人/年 多様な自然環境の創出:1.6ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引続き支援に努めます。	共生の森づくり基金事業	みどり・都市環境室 みどり推進課 (06-6210-9557)
2-3-5	農空間保全地域制度の推進	継続	府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例	農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組をすすめること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組をすすめました。	79,846	自己耕作や農地貸借等により52haの遊休農地解消	遊休農地の解消 49.5ha	☆☆☆	自己耕作の再開や農地の貸し借りの推進により遊休農地の解消が進みました。	引き続き自己耕作の再開や農地の貸し借り等による遊休農地の解消に努めます。	国庫、農地保有合理化促進対策事業等	農政室 整備課 (06-6210-9601)
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ～良好な大気環境を確保するために～													
2-4-1-1	大気汚染物質排出量の削減～工場等の規制・指導～	継続	大気汚染防止法府生活環境の保全等に関する条例	大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法、及び府生活環境保全等に関する条例に基づき工場・事業場(以下「工場等」という。)に対して大気汚染物質の排出規制を行うこと。	大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づき工場・事業場(以下「工場等」という。)に対して大気汚染物質の排出規制を行ないました。法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置は事前の届出に基づき、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん等)、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行ないました。工場等に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行なうとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等の報告をもとに適正な指導を行ないました。また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施しました。	1,614	対象事業所(約1,500事業所)への年1回以上の立入検査の実施 ・大規模排出事業所 NOx測定 1事業所 ・使用燃料等測定 17事業所	・対象事業所(約1,500事業所)にのべ1,000回以上の立入検査を実施 ・大規模排出事業所 NOx測定 1事業所 ・使用燃料等測定 9事業所	☆☆	アスベストに係る解体現場の立入検査を重点的に実施しました。そのため、優先度の低い事業所を平成25年度に立入検査とすることとしました。	引き続き事業所立入検査を実施し、排出基準の遵守の徹底を図ります。		環境管理室 事業所指導課 (06-6210-9581)
2-4-1-2	自動車排出ガス総量削減計画の推進(進行管理・次期計画の策定)	継続	自動車 NOx・PM 法	大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画策定協議会の関係機関が実施した各種自動車環境施策を点検・評価し、二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。また、次期計画を策定すること。	前年度の総量削減施策の進行管理を行い、環境性能の優れた自動車(エコカー)の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を総合的に推進しました。また、次期計画の策定に向けた調査検討を行いました。	15,673	・次期計画の策定	・2013年3月に府の自動車 NOx・PM 総量削減計画[第3次]最終案を作成(策定:2013年6月21日) ・監視測定局における NO2・SPM に係る大気環境基準の達成状況の把握 →NO2・SPM に係る大気環境基準の全局達成 ・対策地域からの NOx・PM 排出量の把握 NOx:15,500トン、PM:760トン (2011年度)	☆☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2011年度は NOx・PM ともに想定どおりに削減していることを確認しました。	次期計画の新たな目標を達成するため、今後も引き続き自動車環境対策を総合的に推進します。		環境管理室 交通環境課 (06-6210-9586)
2-4-1-3	流入車対策推進事業	継続	大阪府生活環境の保全等に関する条例	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PM の排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	NO2・SPM に係る大気環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、府生活環境の保全等に関する条例(2007年10月25日改正条例公布)に基づき、流入車規制を推進しています。新規登録自動車等を対象に適合車等ステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。また、度重なる改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務違反を繰り返す事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令し、氏名等を公表しました。	30,759	府内の NOx・PM 法対策地域内での、車種規制に適合しない流入車の割合の減少<参考>ステッカー—93万枚交付(2011.3現在)	ステッカー交付枚数:約8.2万枚(累計約112.2万枚) 立入検査:54回、約4,500台を検査(累計247回、約21,600台) 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2012年度:1% ※普通貨物自動車における割合)	☆☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現していると考えられます。また、警察と連携して、指導に従わない事業者に対し使用命令を発令し公表するなど、想定以上の成果が得られました。	今後とも、条例の実効性を確保するため、事業所等への立入検査・指導の充実を図るとともに、指導に従わない者には、使用命令を発令し、その旨を公表するなど毅然とした対応を行います。		環境管理室 交通環境課 (06-6210-9587)
2-4-1-4	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討	継続		PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定体制を着実に進め、府民に分かりやすく提供するとともに、環境測定データの解析を行うこと。	環境大気中の微小粒子状物質(PM2.5)について、自動測定機による連続測定を行うとともに、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して成分分析を行うなど実態を把握しました。また、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めました。さらに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づく注意喚起を行うための体制整備やシステム整備を行いました。	5,730	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 ・自動測定機による連続測定 府内14地点 ・成分分析 府内3地点(年4回測定)	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理17局、うち一般局:11局(2012年度新規1局)、自排局6局(2012年度新規2局)) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回測定)	☆☆☆☆	府管理17局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内3地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づく注意喚起の体制等を整備しました。	PM2.5の注意喚起をより幅広く府民に行うとともに、常時監視体制の充実を図ります。また、濃度の低減を図るため、粒子状物質全体の排出抑制を着実に進めます。		環境管理室 環境保全課 (06-6972-7632)

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-4-1-5	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続		府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つであるVOC(揮発性有機化合物)の排出量を削減すること。	PM2.5や光化学スモッグの原因の一つであるVOCの排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組などを促進することにより削減しました。光化学スモッグ発令時における府民への周知、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行いました。	589	・VOC届出排出量の集計 ・光化学オキシダントの常時測定	・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 2010年度 10.7千トン 2011年度 10.3千トン ・光化学オキシダントの常時測定の実施 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2012年度 のべ1,187回	☆☆☆	工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができました。	引き続き、工場・事業場に対し、排出量の把握等を通じて、排出抑制に努めます。		環境管理室 環境保全課 (06-6210-9577)
2-4-1-6	アスベスト飛散防止対策の推進及び石綿健康被害救済促進事業	継続	大気汚染防止法 府生活環境の保全等に関する条例	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。 また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。	中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止対策の徹底を図りました。 特に、6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施するなど、重点的な取り組みを行いました。 また、アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。	48,497	アスベストの飛散の未然防止 ・解体現場パトロール:4回(50現場)、セミナー:1回 救済制度の円滑な運用 ＜参考＞救済基金への拠出4,700万円	アスベストの飛散の未然防止 ・解体現場パトロール:4回(137現場)、セミナー:1回 ・救済制度の円滑な運用 ＜参考＞救済基金への拠出4,700万円	☆☆☆☆	アスベストに係る不適正事案が発生し、解体現場の立入検査に重点を移しました。解体現場パトロール以外にも265件の立入検査を実施しました。	引き続き、届出の審査や立入指導を実施し、さらには、解体現場におけるアスベストの有無にかかる事前調査について確認し、アスベストの飛散防止を図ります。		環境管理室 事業所指導課 (06-6210-9581)
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～良好な水環境を確保するために～													
2-4-2-1	総量削減計画の進行管理	継続	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 第7次総量削減計画	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。	閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図るため、第7次総量削減計画に基づき、2014年度を目標年度として、府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)や窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減しました。	2,050	COD、T-N、T-Pの発生負荷量の把握	発生負荷量削減の進捗管理(参考)COD、T-N、T-Pの発生負荷量 2010年度 COD 67t/日、T-N 63t/日、T-P 4.1t/日 2011年度 COD 65t/日、T-N 62t/日、T-P 3.8t/日	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量を前年と同程度削減できました。	引き続き負荷量の削減を推進します。		環境管理室 環境保全課 (06-6210-9577)
2-4-2-2	水質汚濁負荷量の削減～工場等の規制・指導～	継続	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 ダイオキシン特別措置法 府生活環境の保全等に関する条例	河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	河川や大阪湾における良好な水環境を確保するため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン特別措置法及び府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業場に対して水質汚濁物質等の排出規制を行いました。 法・条例の規制対象施設に義務付けられた事前の設置・変更の届出書の提出内容に基づき、BOD(水質汚濁の代表的な指標)、カドミウム等の排水基準に適合するよう審査・指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	6,061	・排水基準が適用される全事業場(約350事業場)で、年1回以上の採水検査を実施 ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(約50事業場)のうち22事業場で、総量採水検査を実施	・排水基準が適用される全事業場(約350事業場)で、採水または立入検査を実施 ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(約50事業場)のうち22事業場で、総量採水検査を実施	☆☆☆	事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に努めます。		環境管理室 事業所指導課 (06-6210-9585)
2-4-2-3	水質汚濁負荷量の削減～生活排水対策の促進～	継続		河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川や大阪湾における良好な水環境を確保するため、「大阪府生活排水対策推進会議」を通じ、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に技術的支援を行い、市町村における下水道や合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭における生活排水対策の浸透を図りました。	282	生活排水処理率の向上による河川等の水質の改善 イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 7回	生活排水適正処理率が2011年度末で93.7%と前年度より0.4ポイント上昇(2012年度集計中) イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 15回	☆☆☆ (一部、集計中)	河川等への生活排水の汚濁負荷(削減できたかどうか)については2012年度集計中) 生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援及びイベントへの出展や街頭啓発の実施に努めます。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援及びイベントへの出展や街頭啓発の実施に努めます。		環境管理室 事業所指導課 (06-6210-9585)
2-4-2-4	流域下水道事業の推進	継続		流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。 また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	28,086,038	公共用水域の水質の改善 水処理施設の増設 32,000m3/日	北部水みらいセンターの水処理施設(32,000m3/日)運転開始。 穂積ポンプ場・深野北ポンプ場の合流式下水道改善施設運転開始。	☆☆☆	施設の運転開始等により、想定される成果に向け進捗が図られていると考えられます。	引き続き施設の整備等を推進し、大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。		都市整備部 下水道室 事業課 (06-6944-6794)

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-4-2-5	浄化槽整備事業の推進	継続	大阪府浄化槽整備事業補助金交付要綱	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の施設整備を推進すること。	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽の設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を設置し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	15,148	浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 3市	個人設置型浄化槽 95基、市町村設置型浄化槽 57基を設置	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	国庫、指導監督交付金	健康医療部 環境衛生課 (06-6944-9181)
2-4-2-6	大阪湾再生	継続		大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。	大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)において策定された「大阪湾再生行動計画」により、関係機関とともに大阪湾再生のための施策を実施しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。 [大阪湾再生行動計画の主な施策] ○陸域負荷削減(総量規制、生活排水対策) ○海域環境改善(藻場造成、くぼ地修復) ○モニタリング(水質常時監視、大阪湾水質一斉調査)	1,480	モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 <参考>2011年度は常時監視22地点、一斉調査55地点で実施	常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査55地点)	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。	今後も引き続き、大阪湾環境保全協議会における啓発、大阪湾再生行動計画に基づく大阪湾再生のための施策を推進します。		環境管理室 環境保全課 (06-6210-9577)
2-4-2-7	沿岸漁業整備開発事業	継続		藻場の造成と稚魚の餌の供給をする餌料培養礁を設置し、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。	りんくうタウンの田尻町地先海域において、既存増殖場(藻場及び稚魚などの隠れ場、育成場)の岸側に隣接して餌料培養礁(魚介類の餌場)の設置を行いました。また、造成済の既設増殖場(泉佐野・田尻工区)で、海藻、魚介類、餌料生物などを調査して、増殖場の効果を把握しました。	49,550	餌料培養礁を新たに63基設置	餌料培養礁83基設置、モニタリング調査(四季)の実施	☆☆☆	計画どおりの設置・調査を実施しました。	引き続き計画どおりの製作・設置に努めます。		水産課 (06-6210-9612)
2-4-2-8	海底耕耘事業	継続		海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。	泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図りました。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行いました。	-	60ha以上の海底を耕耘する。	春と秋に2回実施して、概ね60ha以上の海底耕耘を実施	☆☆☆	計画どおり実施できました。	引き続き計画通り実施します。		水産課 (06-6210-9612)
2-4-2-9	魚庭(なわ)の海づくり大会	継続		大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、豊かな美しい大阪湾を取り戻すため府民へ様々な活動への参加を呼びかけること。	水産業に関する啓発イベントを開催し、府民の皆様には大阪湾の環境および漁業への理解を深めていただき、美しく豊かな大阪湾を取り戻すための様々な活動への参加を呼びかけました。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産(もん)」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進しました。	-	イベント来場者数を延べ10,000人以上にする。	イベント来場者数延べ3000人	☆☆	天候が悪く来場者数は伸びなかったものの、様々な企画により、参加者に大阪湾の環境及び漁業への理解を深めていただくことができました。	積極的に広報活動を行い、来場者数を増やし、広く大阪湾の環境及び漁業への理解をよびかけます。		水産課 (06-6210-9612)
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~													
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減及びリスクコミュニケーションの推進	継続	PRTR法府生活環境の保全等に関する条例	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下本欄において「府条例」といいます。)に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行いました。また、災害時における化学物質のリスクを低減するために、東北の被災地域での被害実態を調査し、その結果を踏まえつつ、大阪府の特性に即した災害時の環境リスク評価を、化学工業等の5業種で実施しました。これらの結果を解析し、事業者が導入・強化すべき新たな災害対策をとりまとめました。さらに、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話を推進しました。	15,591	・環境リスクの高い化学物質の排出削減 <参考> PRTR法の届出件数 1816件 条例排出量等の届出件数 1312件 (2009年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法 1,670件、条例 1,365件 ・化学物質対策セミナー開催: 1回 ・事業者が導入・強化すべき、災害時に備えた環境リスク低減対策のとりまとめ	☆☆☆	・PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の自主的な管理を一層促進しました。また、化学物質対策セミナーを開催し、事業者による化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について周知を行うことができました。 ・想定どおり、災害時に備えた環境リスク低減対策をとりまとめました。今後は事業者等による環境リスク低減対策の促進が必要と考えられます。	引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。 ・災害時における化学物質のリスク低減にかかる検討結果を踏まえ、府条例に基づく「化学物質適正管理指針」を改正し、事業者による環境リスク低減対策の促進を図ります。		環境管理室 環境保全課 (06-6210-9578)
2-4-3-2	大阪エコ農産物認証制度の推進	継続		農業の環境への負荷軽減を進め、生産性の調和と農業経営面の採算性に留意した大阪エコ農業を推進すること。	近年、農業による環境負荷への軽減が課題となっており、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量の低減に取り組む生産者支援のため、府では農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。	11,886	農業による環境への負荷軽減「大阪エコ農産物」認証の普及 <参考>2010年度認証面積: 481ha	認証面積: 506ha 認証件数: 3,853件	☆☆☆	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き、農業による環境負荷軽減を図るため、大阪エコ農産物認証制度を推進します。	国庫、消費・安全対策交付金事業	農政室 推進課 (072-957-0520)

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
2-4-3-3	害虫の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発	継続		ナスおよびキュウリにおいて新たな防除技術を開発し、殺虫剤を大幅に削減した安全・安心な農産物の高品質安定生産に貢献すること。	府内ではナスやキュウリにミナミキイロアザミウマが発生して問題になっています。この害虫は体長が1mm程度と微小であるため発見しにくく、殺虫剤の効果が低いことから、防除が困難になっています。そこで、農業に頼らないミナミキイロアザミウマ防除を目的とし、人工光源を用いた防除法の実用化を行います。そのため、紫外光LEDまたは青色LEDの照射がミナミキイロアザミウマの行動に及ぼす影響を明らかにし、これらの光源を用いた、ミナミキイロアザミウマの誘引・殺虫器具の開発を行いました。	2,400	青色LED導光板を用いた新たな誘殺トラップの開発	・ミナミキイロアザミウマが青色の可視光に誘引されやすいことを明らかにしました。 ・この特性を応用して、青色LED導光板を用いてこの害虫を誘引・殺虫する器具の研究を進めました。	☆☆☆	具体的な防除対策として、青色LED導光板に透明粘着シートを設置した「導光板型誘殺トラップ」を考案し、高い効果が得られました。引き続き、このトラップのより効率的な設置方法を検討していく予定です。	引き続き青色LED導光板型誘殺トラップのより効率的な設置方法等の検討に努めます。	国庫	農政室推進課(06-6210-9590) (実施:環境農林水産総合研究所)
2-4-3-4	環境保全型農業直接支援対策	継続		農作物を栽培する際に化学合成農薬と化学肥料を5割以上削減した上で、さらに環境に貢献する取組をする農業生産活動に対して、交付金を直接支払う事で環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進すること。	農作物を栽培する際に化学合成農薬と化学肥料を5割以上削減した上で、さらに環境に貢献する取組をする農業生産活動に対して、交付金を直接支払う事で環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進すること。 <環境に貢献する取組の例> ・カバークロープの作付け(稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする) ・草生栽培(みかん等果樹の根元に牧草を栽培し土を保護する) ・冬期湛水管理(稲の栽培が終わった後の水田に水を張り続けることで、ドジョウやメダカなどが住む生物環境を保つ) ・有機農業(化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う)	183	化学合成農薬、化学肥料を5割以上削減する環境保全型農業に取り組む農地の面積を59ha増加	環境保全型農業直接支援対策取組面積:940a	☆☆☆	環境保全型農業の取り組みを推進し、5年間の取り組み目標59haからみて、当該年度の目標値を概ね達成することができました。	各市町村へ周知を図るなど、引き続き事業の推進に努めます。		農政室推進課(06-6210-9590)
2-4-3-5	ダイオキシン類対策事業(発生源対策)	継続	ダイオキシン類対策特別措置法	排出基準遵守の徹底を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき工場・事業場(以下本欄において「工場等」という。)に対して排出規制を行うこと。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準の遵守徹底を図るため、規制対象工場等に対し、立入検査を実施し、排出基準・設備構造基準に適合しているか等の指導を行いました。また、事業者の自主測定結果の報告を徴収するとともに、その結果について公表しました。	611	・規制対象事業所(約50事業所)へ立入指導及び自主測定結果を徴収 ・ダイオキシン類(排ガス)の行政測定(3事業所)	規制対象事業所に立入指導し及び自主測定結果を徴収しました。 行政測定(排ガス)を3事業所について行いました。	☆☆☆	規制対象事業所については規制基準を遵守していました。また、行政測定(3事業所)についても排ガスの基準を遵守していました。ダイオキシンの排出抑制に資することができました。	引き続き工場等の立入検査を実施し、排出基準の遵守の徹底を図ります。		環境管理室事業所指導課(06-6210-9581)
2-4-3-6	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染対策法 府生活環境保全条例	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、土壌・地下水汚染の発生を未然に防止するため、有害物質を使用している事業場に対して、漏洩防止等の措置について指導しました。	508	適切な土壌汚染調査・対策の推進 事業場における土壌・地下水汚染未然防止策の促進 <参考> 形質変更届出件数:55件 特定施設廃止件数(調査義務指導):12件 調査結果報告件数:17件	・形質変更届出件数:55件 ・特定施設廃止件数(調査義務指導):12件 ・調査結果報告件数:17件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き適切な土壌汚染調査・対策の推進及び事業場での未然防止策の促進に取り組めます。		環境管理室環境保全課(06-6210-9579)
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進													
3-1	「みどりの風促進区域」における緑化の推進	継続	みどりの大阪推進計画	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向け、海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組を推進すること。	海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となった緑化の取組を促進するため、「みどりの風促進区域」の取組を進めます。区域内では、①公共事業の重点化、②民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)による緑化誘導、③樹木の提供など企業とのタイアップによる沿線民有地の緑化促進を取組みの3本柱として、区域内の緑化推進を図りました。	330,304	みどりの風促進区域内での緑化推進 (2012年度植栽目標2,500本)	みどりの風促進区域内での緑化推進 2012年度植栽実績 3,700本 ・民有地緑化実施箇所42地区 約2,500本 ・公共緑化実施箇所約1,200本	☆☆☆☆	促進区域内において重点的に緑化を推進し、目標以上の植栽を実施できました。	引き続き、企業と連携し、府民が実感できるみどりを創出します。また、大阪市内の民有地緑化に努めます。なお、民有地の緑化促進のための補助制度は平成25年度で終了します。	民間企業・団体からの寄付受け(樹木提供)	環境農林水産総務課(06-6210-9543) 都市整備部公園課(06-6944-7594)
3-2	生駒山系花屏風構想の推進	継続		府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林への理解を深めること。	大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備しました。	528	・府民協働により、植樹や植栽木の維持管理を行う <参考> 植栽済本数 4,019本(2011年12月末現在)	森林所有者等の協力により、2012年度において751本の植栽を実施し(ヤマザクラ、ミツバツツジ、クヌギ、ヤマボウシ等)、生駒山系の景観形成に努めることができました。	☆☆☆	さくら類等の植栽により、生駒山系の景観形成に努めることができました。	引き続き生駒山系の景観形成に努めます。	みどりの基金	みどり・都市環境室みどり推進課(06-6210-9555)

	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名
							2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗				
3-3	公立小学校の芝生化推進事業	継続		府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が永続的に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う人材を育成し、芝生化が普及・定着すること。	地域と学校が一体となって行う公立小学校の運動場の芝生化を推進するため、芝生づくりにかかる経費の一部を補助するとともに、庁内関係部局からなる「芝生サポート隊」により技術サポート等を行いました。	86,052	運動場の芝生化を新たに30校で実施 <参考>2011年度新規芝生化実施校数 47校	・運動場の芝生化を新たに17校で実施 ・地域コミュニティの活性化 ・都市部における緑化空間の確保 ・子どもたちの教育環境の向上 <参考>参画した地域団体数 92団体 芝生整備面積 1.4ha	☆☆☆	芝生づくりを通じて、地域団体の参画が促進されるとともに、市街地に新たに1.4haのみどりを創出できました。	今後は芝生の活用促進に向けて取り組みます。	みどりの基金	みどり・都市環境室 みどり推進課 (06-6210-9558)
3-4	オアシス構想の推進	継続		ため池・水路を核とした水辺環境の保全・創造と地域づくりを推進すること。	ため池や水路を農業用施設として活かしつつ、都市生活に“やすらぎ”と“うるおい”を与える地域の貴重な水辺環境資源として、総合的な整備を行うとともに、住民参加による周辺農地を含む農空間の保全・活用を通じた地域の魅力づくりを推進しました。	469,132	いきいき水路整備L=820m ため池整備完了5地区	・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上 ・府内5地区でいきいき水路整備事業を実施、1地区の整備を完了 ・府内15地区でため池整備事業を実施、7地区の整備を完了	☆☆☆	農空間の資源の保全・活用と地域力の向上が図れました。	引き続き、府民参加による農空間の保全・活用を図り、地域力向上に努めます。	国庫、農村地域防災減災事業等	農政室 整備課 (06-6210-9598)
3-5	騒音・振動の防止	継続	環境基本法 騒音規制法 振動規制法 府生活環境保全条例	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握するとともに、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して騒音対策の推進を図りました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	13,147	道路交通騒音及び航空機騒音の状況の的確な把握 <参考>道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成率(2010年度)91.8%	道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2011年度93.5%)	☆☆☆	道路沿道における環境保全目標の達成率が改善傾向で推移(2011年度93.5%、評価戸数838千戸)	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		環境管理室 交通環境課 (06-6210-9588)
IV その他(横断的施策・事業)													
4-1	環境技術コーディネート事業	継続		大阪府内の中小・ベンチャー企業の先進的な環境技術・製品を評価し、広く普及することで、環境保全を図り、かつ環境関連の中小・ベンチャー企業の振興を行うこと。	大学や関係機関との連携体制のもと技術相談対応、技術評価・公表(おおさかエコテック)を行ったほか、おおさかエコテックで技術評価を受けた技術・製品の広報をインターネット・展示会出展・セミナー開催等を通じて行いました。また、信頼性を確保しつつ環境技術・製品の掘り起こしに主眼を置く方向性のもと、運用の見直しを行いました。	645	技術評価:5件 ウェブサイトアクセス数:27万件 セミナーの開催:3回	技術評価:1件 ウェブサイトアクセス数:25万件 セミナー等:3回 展示会出展:3回	☆☆	事業の結果をホームページや展示会等を通じ公表することで環境関連技術・製品の普及を促進しました。運用の見直し作業に伴い、評価件数は減少しましたが、見直し後の技術等の掘り起こしにより評価件数増を図ります。	商工会議所等との連携や各種展示会等を通じた周知活動を通して、おおさかエコテック評価対象技術・製品の掘り起こしに努めます。		環境農林水産総務課 (06-6210-9543) (実施:環境農林水産総合研究所)
4-2	市町村への権限移譲	継続	大阪発地方分権改革ビジョン	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン(2009年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	府の地方分権改革ビジョンに基づき、市町村へ公害規制の権限を移譲しました。また、市町村が移譲事務を適切に管理・執行できるよう、ガイドランスの実施、研修生の受け入れ、サポートチームによる支援などを行いました。	-	・ガイドランスの実施 3回 ・研修生の受け入れ 4市(延べ7ヶ月) ・サポートチームによる支援の実施 移譲後1年間にわたり適時技術的支援を行う	大気汚染防止法(7)、水質汚濁防止法(3)、PRTR法(6)などを市町村へ権限移譲しました。(カッコ内は2012年度に移譲した市町村数) ・ガイドランスの実施 2回 ・研修生の受け入れ 5市(延べ9.5ヶ月) ・サポートチームによる支援の実施	☆☆☆	研修生の受け入れ、サポートチームによる人的支援を行いながら、スムーズな権限移譲ができました。		環境管理室 事業所指導課 (06-6210-9582)	

実施事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	2012年度(H24年度)講じた内容	決算見込額(千円)	2012年度(H24年度)の取組			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	備考	部局名	
						2012年度の取組指標	2012年度の実績(取組指標に対する結果)	進捗					
4-3	関西広域連合における広域的な対策の推進	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組みといった広域的な環境保全の対策を推進すること。関西全体における中長期的なエネルギー政策を検討し、推進すること。	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組みといった広域的な環境保全対策を推進しました。さらに、エネルギー検討会において、関西域における中長期的なエネルギーのあり方について検討しました。	10,224	関西広域での環境保全対策の促進と中長期的なエネルギー政策の検討。	広域環境保全計画を策定するとともに、下記分野について取組が進められました。 (温室効果ガス削減) ・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組を実施しました。 ・大阪府内のエコオフィス宣言登録事業所は459事業所(2013年3月末現在)となりました。 ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、「関西エコオフィス奨励賞」4件、「関西エコオフィス部門賞」2件を選定しました。 ・関西スタイルのエコポイント事業を、6月から本格実施しました。 ・電気自動車充電マップの作成、広域観光モデルルート提案および観光統一キャンペーンの実施や共通化した充電インフラの導入努力や事業者等への推奨など具体策を取り決めました。 ・クレジットの広域活用に関する施策方針を決定しました。 (カワウ対策) 関西圏におけるカワウの生息・繁殖状況を調査し広域保護管理計画を策定しました。 (エネルギー) ・中長期エネルギー政策の検討に係るデータ整理を行いました。	☆☆☆	広域環境保全の方向性及び将来像を示すとともに、各分野における広域的な取組が進められました。また、中長期的なエネルギー政策については、平成25年度に、当面の取組みと合わせ、検討を深めていくこととなりました。	中長期的なエネルギー政策について、専門家を交えて本格的な検討を行い、とりまとめを行います。		環境農林水産総務課 (06-6210-9542) みどり・都市環境室地球環境課 (06-6210-9549) エネルギー政策課 (06-6210-9288) 環境管理室交通環境課 (06-6210-9586) 動物愛護畜産課 (06-6210-9619) 商工労働部新エネルギー産業課 (06-6210-9484) 政策企画部地域主権課 (06-6941-1705)	
4-4	微小粒子状物質等の汚染特性及び広域移流に関する研究	継続(※)	環境基本法大阪21世紀の新環境総合計画	微小粒子状物質や光化学オキシダントの府内における汚染実態の解明及び発生源解析を行い、効果的な対策の策定に寄与すること。	微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの汚染特性や汚染実態の解明を、国立環境研究所や他の自治体や大学と共同で行いました。微小粒子状物質(PM2.5)については、各種の解析手法を用いて、発生源寄与の評価を行いました。このため、府大気汚染常時監視局測定データに加え、国立環境研究所が近畿大学(東大阪市)に設置したライダー観測データと、PM2.5測定データを用いたモニタリングを行いました。また、東アジア規模の広域移流を観測するため、人工衛星観測データの活用について、国立環境研究所等と共同で取り組みました。	809	微小粒子状物質の発生源の解明各種汚染物質における東アジアから日本への影響の把握	府大気汚染常時監視局測定データや微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析結果を用いて、PM2.5や光化学オキシダント汚染の実態解明を、国立環境研究所や他の自治体及び大学と共同で進めました。また、PM2.5については、発生源寄与評価の検討を進めました。さらに、東アジア規模の広域移流を観測するため、ライダー観測データを用いたモニタリングや人工衛星観測データの活用について、国立環境研究所等と共同で取り組みました。	☆☆☆	微小粒子状物質等の発生源や広域移流の解明に向けた研究を進めることができました。	微小粒子状物質(PM2.5)の汚染実態解明に引き続き取り組んでいくとともに、発生源寄与評価や広域移流の寄与割合の解明をさらに進めます。光化学オキシダントの高濃度日の生成機構解明にむけた研究を進めます。	※H25年度施策「大気汚染状況の解析」(講じようとする施策基礎資料No.461)において継続	環境管理室環境保全課 (06-6210-9577) (実施:環境農林水産総合研究所)
4-5	環境マネジメントシステムの推進	継続	府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。	府独自の環境マネジメントシステムを運用するとともに、外部アドバイスの助言等を踏まえ、システムの改善や環境負荷の低減に向けた取組みを継続的に実施し、府庁の環境配慮活動を推進しました。	11	・ふちようエコ課計簿を活用した所属単位での取組みの促進 ・内部環境監査及び外部アドバイスによる取組みの点検、評価	・エコ課計簿研修会7回 ・内部環境監査27所属で実施	☆☆☆	・環境配慮活動を推進するため、ふちようエコ課計簿活用の周知を行いました。 ・外部アドバイスの結果を踏まえ、ふちようエコ課計簿の様式等を改善しました。	所属で取組んでいる環境配慮の取組みを広く周知し、環境配慮活動を広げていきます。		みどり・都市環境室地球環境課 (06-6210-9549)	
4-6	環境影響評価制度運営事業	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境影響評価業務を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを確保すること。	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき提出されたアセスメント図書について、縦覧等の手続及び審査を行い、環境に配慮した事業になるようこの観点からの意見を事業者等に申述しました。また、アセスメント手続に係る事業者負担の軽減の観点から、アセスメント図書の審査に要する期間を、条例等に定められている期間から、30日以上短縮を行いました。	1,326	事業者の環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成などについて、事業者を適切に指導するとともに手続の迅速化を図っていく。	審査期間 ・東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市)環境影響評価準備書:81日(39日間短縮) ・よみうり文化センター(千里中央)再整備事業環境影響評価準備書:71日(49日間短縮)	☆☆☆	事業者が準備書を作成するにあたっては、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導しました。また、準備書等の審査期間を条例に規定されている期間から30日以上短縮を行いました。	引き続きわかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導を行うとともに、アセスメントに係る手続の迅速化を図ります。		環境管理室環境保全課 (06-6210-9580)	